

平成 21 年度第三期 一級建築士定期講習 二級建築士定期講習 木造建築士定期講習 受講案内

登録講習機関

財団法人 建築技術教育普及センター

登録年月日：平成 20 年 11 月 28 日 登録番号：第 1 号

平成 20 年 11 月 28 日に施行された新建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3 年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という）を受けることが義務付けられています。

■ 経過措置

現在建築士事務所に所属又は平成 24 年 3 月 31 日までに所属した建築士は、平成 24 年 3 月 31 日までに最初の建築士定期講習を受けなければならないこととなります。なお、現在建築士事務所に所属していない建築士の方も建築士定期講習を受講することができ、講習修了後に建築士事務所に所属した場合は、法定講習の受講として扱われます。

※ 経過措置の適用期限（平成 24 年 3 月 31 日）が迫ってくると、受講を希望される方が過度に集中し、希望される講習会場での受講が困難になることが予想されます。該当される方はなるべく平成 21 年度から平成 22 年度までに受講をされますようお願いいたします。

§ 1. 講習案内

1-1. 受講申込関係書類の配布

10 月 2 日（金）まで配布期間延長いたします。

- (1) 配布期間 平成 21 年 8 月 24 日（月）～~~9 月 11 日（金）~~（ただし、土曜日、日曜日は除く。）
- (2) 配布時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（ただし、最終日の ~~9 月 11 日~~ ※9 月 18 日は午後 3 時まで。）
- (3) 配布場所 社団法人 長野県建築士会 本会および支部事務局（4 頁参照）※受講を希望する者 1 人に 1 部
※ 郵送での配布はいたしませんので、最寄りの長野県建築士会支部事務局へお越しください。

1-2. 受講申込書の受付 平成 21 年 9 月 28 日（金）～10 月 2 日（金）まで追加受付をいたします。

- (1) 受付期間 平成 ~~21 年 8 月 31 日（月）～9 月 11 日（金）~~（ただし、土曜日、日曜日は除く。）
- (2) 受付時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
- (3) 受付場所 社団法人 長野県建築士会 本会事務局のみ

■ 受講申込書の配布及び受付に係る注意事項

- ・ 申込書の配布部数が予定数に達した場合や受講申込者数が定員に達した場合は、配布や受付期間中であっても配布及び受付を終了します。
- ・ 申込書の配布及び申込受付を終了した団体名等は、当センターホームページでお知らせいたします。

1-3. 受講手数料（テキスト代を含む）

15,750 円（消費税額 750 円を含む）。

- (1) 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかつた場合を除き、返還されません。
- (2) 受講申込書類の不備などにより受講資格の確認ができない方については、受講手数料を返還いたします。
- (3) 講習テキストは講習日当日に会場で配布します。

1-4. 講習日及び講習地

- (1) 希望する講習地の講習日を選択して下さい。
- (2) 講習の受付は申込受付順とし、一つの講習に受講希望者が集中した場合は又は極端に少ない場合は、希望する講習地の講習日で受講ができない場合があります。

1-5. 講習地及び講習日の変更

転勤などやむを得ない事情がある場合で、且つ、変更先の会場に余裕のある場合に限り、講習地及び講習日の変更が可能です。指定された講習日の 1 週間前までに、社団法人長野県建築士会 本会事務局へ申し出て下さい。

1-6. 講習の構成

- (1) 講習は 1 日で実施し、テキストを使用した講義（5 時間）と修了考査（1 時間）の構成になります。なお、講義及び講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 一級建築士定期講習、二級建築士定期講習及び木造建築士定期講習の講義時間、講習内容は同一ですが、修了考査の問題数が異なります。
- (4) 講習開始時刻等の当日の実施時刻は、3 頁の講習時間割（予定）により必ず確認して下さい。（講義及び修了考査の時間の変更はありません。）

1-7. 修了者の発表

- (1) 講習修了者の発表は、講習実施月の翌月末を予定しています。
- (2) 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかった方にもその旨通知します。
- (3) 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表の公表については、講習を実施した各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）に掲載します。
- (4) 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度 4 月末に各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。

§ 2. 受講申込み

2-1. 受講資格

一級建築士、二級建築士又は木造建築士として登録している方

2-2. 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書(所定の用紙)

(2) 写真3枚

無帽・無背景・正面上3分身を写した証明写真(縦4.5cm×横3.5cm)で、受講申込み締切日を起算日として6ヶ月以内に撮影したもの。写真の裏面に講習地の都道府県名、氏名を記入し、受講申込書の所定の欄に貼付して下さい。

(3) 振替払込受付証明書(お客さま用)

所定の払込用紙を使用し、必ず窓口で個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付し、その際発行される「振替払込受付証明書(お客さま用)」を受講申込書の所定の欄に貼付して下さい。

(4) 建築士免許証又は建築士免許証明書の写し(B5サイズに縮小し貼付して下さい。)

①一級建築士、二級建築士又は木造建築士の方は、それぞれ一級建築士、二級建築士又は木造建築士免許証又は建築士免許証明書の写しが必要となります。

②建築士免許証等を紛失等の理由で再交付手続き期間中の場合は、登録証明書でも可とします。

■複数の建築士免許を有する方への案内

複数(一級、二級又は木造)の建築士免許を有する方は、その複数の建築士免許証の写しを提出することによって、当該複数の建築士定期講習の申込みを行ったものとして扱います。この結果、この一回の建築士定期講習を受講することによって、修了と判定されたそれぞれの建築士定期講習について、建築士定期講習修了証が交付されます。(※建築士免許証の提出がない建築士資格については、当該建築士定期講習の受講とは扱われず、当該資格の建築士名簿に受講履歴の登録がされませんのでご注意ください。)

※複数の建築士免許証を提出された場合であっても、受講手数料は15,750円(消費税額750円を含む)となります。

(例) 一級、二級建築士免許を有している方は、一級建築士免許証と二級建築士免許証の写しを申込み時に提出されると、一級、二級両方の建築士定期講習を申込みされたこととなります。受講された結果、一級建築士定期講習が修了と判定された方には、一級建築士定期講習と二級建築士定期講習の修了証を交付します。また、一級建築士定期講習を未修了と判定され、二級建築士定期講習は修了と判定された方には、二級建築士定期講習修了証を交付します。

2-3. 受講申込方法

(1) 受付会場での受講申込み

受講申込書関係書類と同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、**社団法人長野県建築士会 本会事務局**へ持参して下さい。

(受講申込書関係書類の記入内容の確認を行いますので、本人がご持参下さい。)

(2) 郵送による受講申込み(3頁の注意事項参照)

①受講申込書関係書類と同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、**社団法人長野県建築士会 本会事務局**へ**簡易書留郵便**により送付して下さい。

②受講申込みは~~9月11日(金)~~ **※10月2日(金)**の消印のあるものまで有効です。料金別納・後納郵便については受講申込み締切日までに着いたものに限り受付をします。

③受講票送付のため、あて先明記の受講票返送用封筒(長3:縦12cm×23.5cm)に**80円切手**を貼って同封して下さい。

(3) 受講申込みに関する注意事項

①受講手数料の振込みをしたにもかかわらず、受講申込者数が定員に達したために受講申込ができなかった場合には、次回の講習(長野県建築士会が受付を行う講習に限り)を優先的に受講申込できます。又、受講申込ができなかった「振替払込受付証明書(お客さま用)」は、次回の申込み(平成21年度中に実施する講習に限り)に、そのまま使用できます。

②受講申込書等における記載内容の不備なもの(申込者氏名が自署でないもの等)及び必要書類のそろっていないものは受付できません。

③婚姻等の理由で、証明書等の氏名が変更になっている場合には、戸籍抄本等(謄本、個人事項証明書又は全部事項証明書でも可。)氏名の変更が確認できる書類を受講申込書に貼付して下さい。

④受講申込みにより提出した書類については、受講資格なしと判定された場合を除き返還いたしません。

⑤受講に際し、車椅子を利用される方や介護などの措置が必要な方は、申込時に長野県建築士会 本会事務局へお申し出下さい。ただし、障害の程度、会場の都合により希望する措置を受けられない場合があります。

2-4. 受講票の発行

受講票は受講申込時に、長野県建築士会本会でお渡しします。なお、郵送で受講申込みされた方には後日受講票を送付いたします。

§ 3. 個人情報の取扱いについて

- ・建築士定期講習受講者の受講情報は、財団法人建築行政情報センターの建築士名簿に登録されます。
 - ・収集した個人情報は、当財団の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。
- なお、詳細については、当センターホームページ(<http://www.jaic.jp/>)をご覧ください。

§ 4. 講習日・講習会場

■ 講習日・講習会場案内

【受付 8:45~】

会場コード	講習日	講習会場	定員
2 I-5 1	10月21日(水)	長野県松本文化会館 「中ホール」 松本市水汲 69-2 Tel 0263-34-7100	200名
2 I-5 2	11月11日(水)	上田創造館 「文化ホール」 上田市上田原 1640 Tel 0268-23-1111	150名

■ 講習の時間割(予定)

予定時間	項目	項目【内容】	時間
8:45~	受付開始		
9:15~ 9:30	受講説明(注意事項説明)		15分
9:30~11:00	講義	建築物の建築に関する法令に関する科目①	90分
11:15~12:15		建築物の建築に関する法令に関する科目②	60分
12:15~13:15	休憩(昼食)		60分
13:15~14:15	講義	建築物の建築に関する法令に関する科目③	60分
14:30~16:00		設計及び工事監理に関する科目	90分
16:00~16:15	休憩		15分
16:15~16:30	修了考査説明(注意事項説明)		15分
16:30~17:30	修了考査 (テキスト参照可) 正誤方式	一級建築士 (40問) ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目	60分
		二級建築士 (35問) ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法3条に規定する建築物を除く)の設計及び工事監理に関する科目	
		木造建築士 (30問) ・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 ・木造の建築物(法3条及び3条の2に規定する建築物を除く。)の設計及び工事監理に関する科目	

■ 注意事項

1. 郵送受付について 《長野県では郵送による受付も行います。》

- ① 所定の返信用封筒を用いて、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、**簡易書留郵便**により送付して下さい。
- ② 郵送による申込は~~9月11日(金)~~ **※10月2日(金)**の消印があるものまでを受付けます。
- ③ 受講票送付のため、所定の受講票返送用封筒にあて先を明記のうえ、**80円切手**を貼って同封して下さい。

(受講申込書を長野県建築士会 本会へ**直接持参して申込みをされる場合**は受講票をその場で発行いたしますので**返信用封筒は不要**です。)

- ④ 郵送による受付の場合、申込書送付後1週間以上受講票が届かない場合はお問い合わせ下さい。

2. 受講申込について。

- ① 講習は申込みのあった建築士資格についてのみ受講・修了されたこととなり、申込みのない建築士資格については未修了となりますので、お持ちの建築士資格は全て記入する必要があります。

(例えば、一級建築士と二級建築士の両方の資格をお持ちの場合は、必ず申込書の建築士資格の欄へ両方の免許証登録番号を記入されるとともに、免許証または免許証明書の写し(B5サイズ)を貼付してください。)

3. 講習について。

- ① 受講申込書は次回定期講習(第四期建築士定期講習)でも使用できますので、改めて入手していただく必要はありませんが、第四期建築士定期講習の受講案内が発表になりましたら必ずご確認ください。
- ② 講習は1日で実施し、テキストを使用した講義(5時間)と修了考査(1時間)の構成になります。なお、講義及び講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。
- ③ 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。